

津山市元氣いきいき通所サービス事業 委託仕様書

1 委託事業名

津山市元氣いきいき通所サービス事業

2 事業の目的

介護予防において目指すものは、「自立支援」であり、「有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる」ことの支援です。

この事業では、運動器の機能低下により廃用症候群となる可能性の高い高齢者等を中心に、ADL（日常生活動作）及びIADL（手段的日常生活動作）の改善に特化した個別運動機能プログラムを提供することにより、日常生活での活動性を担保し、住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるよう支援することを目的とします。

3 事業を委託する期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間とします。

4 事業を利用できる者

要支援1、要支援2、基本チェックリストにおいて介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象となった者（事業対象者）のうち次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 入浴、排せつ、食事、買物、調理、洗濯などの生活機能を、通所により専門職の指導を受けながら短期集中的にトレーニングすることで、生活機能の向上が見込め、自立した生活が営める者
- (2) 運動を行うことにより自分でできる行為を増やしたいという意欲が伺える者
- (3) 社会参加に向けた活動での実践が必要な者
- (4) 地域ケア個別会議で利用が必要と認められた者

5 事業委託の内容

(1) 事業の内容及び実施

日常生活に支障のある生活行為を改善するために、「津山市元氣いきいき通所サービス事業 支援マニュアル」に記載している以下のプログラムを指定プログラム講習会を受講した機能訓練指導員の資格または介護福祉士の資格を有する従事者が実施してください。

- (ア) 運動機能向上プログラム ベーシックコース
- (イ) 口腔体操 かみかみ百歳体操
- (ウ) 運動機能向上プログラム チャレンジコース
- (A) 上肢・体幹コース

(B) 下肢・体幹コース

(C) 上肢・下肢・体幹コース

※ (A)～(C)のプログラムを必ずしもすべて実施する必要はありません。利用者の身体状況に応じたプログラムを選択し実施してください。また、受託事業者が独自に実施している筋力トレーニング等が(ウ)のプログラム内容と同等の場合は、高齢介護課と事前協議のうえで、独自プログラムを実施することも可能です。

(2) 事業実施期間

ア 利用者の居住地域が「めざせ元気!!こけないからだ講座」(以下「こけないからだ講座」という。)に取り組んでいる場合は、原則3カ月とします。ただし、実施期間終了後、こけないからだ講座に参加が困難な場合は、引き続き3カ月を超えて6カ月までの利用を可能とします。その場合は、必ず地域ケア個別会議において自立支援に資するアドバイスを受けてください。

イ 利用者の居住地域がこけないからだ講座に取り組んでいない場合は、6カ月とします。

(3) 利用調整

地域包括支援センターから利用者を受け、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント)及び地域ケア個別会議において自立支援に資するアドバイスを受け、随時利用を開始します。

利用開始日等は、サービス担当者会議を活用し、当該利用者の介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター及び利用者と調整してください。

(4) 初回アセスメントと個別サービス計画の作成

ア 初回アセスメント

地域包括支援センターが作成した以下の書類をもとに利用者の状態把握を利用者の自宅またはサービス提供場所で利用開始までに行ってください。

(ア) 利用者基本情報

(イ) 介護予防サービス・支援計画書

イ 個別サービス計画の作成

初回アセスメントの結果を踏まえて、利用者とともに介護予防サービス・支援計画書に定められた目標を達成するための具体的な目標を定めた個別サービス計画をサービス提供事業所の管理者が利用開始までに作成してください。

その際、サービス事業終了後も住み慣れた地域で実施されている地域活動やこけな

いからだ講座、自助努力によって継続した運動習慣（自主的な運動）等の定着に繋がるように目標設定を行ってください。

また、立案した目標や利用者の希望等を盛り込み作成した個別サービス計画については、利用者に提示し、同意を得たうえで事業内容を決定してください。

（５）サービスの提供

ア 地域包括支援センターから提出される介護予防サービス・支援計画書に基づき、その目標を達成するため以下のことに留意し、必要なサービスを提供してください。

（ア）初回アセスメントに基づき設定された目標及び事業内容を鑑み、事業を行うこと。

（イ）介護保険法の基本理念に鑑みた支援を行うこと。

（ウ）利用者の体調の聞き取りやバイタルチェックに基づき、サービス提供を行う機能訓練指導員または介護福祉士が事業実施の可否を判断すること。

（エ）「津山市元氣いきいき通所サービス 支援マニュアル」を熟読し、利用者が継続して有意義に利用できるような工夫をすること。

イ 利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合または、利用者の状態が変化した場合は、当該利用者の介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行ってください。

ウ 送迎

送迎を行う場合は、利用者と話し合いのうえ、利用者の状態に応じた送迎を受託事業者において実施してください。ただし、受託事業者の最終責任において効率的・効果的な事業実施のため、送迎業務を委託により行うことは差し支えありません。

エ 身体機能についての事前アセスメント

利用開始にあわせて利用者の身体機能の状況等について把握（聞き取りや体力測定等）・評価を「津山市元氣いきいき通所サービス事業 支援マニュアル」を確認し、必ず行ってください。

オ 事後アセスメント

個別サービス計画に記載したサービス提供期間が終了するまでに、個別サービス計画に係るサービス実施の成果と上記エの事後評価を行い、残されている課題を明らかにしてください。

(6) 実施状況及び効果の確認

個別サービス計画に基づくサービス提供の開始から、少なくとも1カ月に1回は、当該利用者の状態及びサービス提供状況等について、「津山市元気いきいき通所サービス事業利用状況報告書」により当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センターへ報告してください。

また、「津山市元気いきいき通所サービス事業 支援マニュアル」に掲載している「生活目標と日常生活状況確認シート」(P28)及び「体力測定評価表」(P30)を使用し、利用開始月、利用開始3カ月及び利用最終月の状況を確認し、当該月の委託料請求にあわせて高齢介護課へ提出してください。

(7) 実施報告及び委託料・長距離送迎加算の請求

サービスの提供後、請求書、サービス利用実績報告書を作成し、元気いきいき通所サービス事業従事者勤務実績表とあわせて、翌月5日までに高齢介護課へ提出してください。長距離送迎加算の請求については、請求1月目に限り、サービス提供事業所から利用者の居住地が片道5km以上の距離があることわかる書類を添付してください。

6 委託業務の人員要件

受託事業者は本事業を実施するにあたり、サービス提供事業所ごとに、次に掲げる資格を有する事業従事者を配置してください。

(1) 管理者：常勤・専従1人以上

支障がない場合は、当該事業所の他の職務または同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。

(2) 機能訓練指導員または介護福祉士：専従1人以上

介護保険法第8条第7項に規定する通所介護における機能訓練指導員の資格または介護福祉士の資格を有しており、津山市が開催する指定プログラム講習会を受講していること。

(3) 介護職員：専従1人以上に必要数を加えた数

7 設備に関する要件

受託事業者は本事業を実施するにあたり、以下の設備及び備品をサービス提供事業所ごとに整備してください。

(1) サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)

(2) 静養、事務に必要な場所

(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

(4) その他必要な設備及び備品

8 事故発生時の対応に関すること

- (1) 受託事業者は、事故を未然に防ぐため、「津山市元気いきいき通所サービス事業支援マニュアル」の第2章リスク管理を遵守し、事業従事者が利用者のリスクを把握するとともに、安全管理マニュアルを整備してください。
- (2) サービス提供事業所は、サービス提供により事故が発生した場合は、高齢介護課、当該利用者の家族、当該利用者の介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。
- (3) サービス提供事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、高齢介護課へ提出してください。
- (4) 受託事業者は、事業実施中に利用者に緊急を要する事態が発生した場合に備え、傷害保険への加入等を含めた必要な体制を整備してください。補償額・保障内容等は受託事業者の判断とします。

9 秘密保持に関すること

受託事業者及び事業従事者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはいけません。また、その職を退いた後も同様とします。

10 従事者の清潔保持と健康状態に関すること

- (1) 受託事業者は、事業従事者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行ってください。
- (2) 受託事業者は、サービス提供に使用する設備及び備品等について衛生的な管理に努めてください。
- (3) 受託事業者は、感染症が発生しまたは、まん延しないように必要な措置を講じてください。サービス提供事業所内で感染症が発生した場合は、事業を一時的に休止する場合がありますので、高齢介護課及び介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等へ速やかに連絡してください。

11 サービス提供時間、委託料及び利用者負担金（利用料）

- (1) サービス提供時間
1回利用につき、3時間以内
- (2) 利用回数
利用者1人につき、週1回
- (3) 委託料
1回利用につき、3,290円

(4) 長距離送迎加算

下記のいずれかの要件に該当し、サービス提供事業所から利用者の居住地までの距離が片道5km以上ある場合は、利用者1人につき、片道470円

- ア 利用者が居住する日常生活圏域に、サービス提供事業所がおらず、居住地以外の日常生活圏域のサービス提供事業所を利用する場合
- イ 利用者の居住する日常生活圏域のサービス提供事業所において、利用者数が受入定員に達している等により、居住地以外の日常生活圏域のサービス提供事業所を利用する場合

※津山市の日常生活圏域については、別紙「津山市の日常生活圏域一覧表」を参考にしてください。

(5) 利用者負担金（利用料）

受託事業者は、下記の利用者負担金（利用料）を利用者から徴収し、津山市が指定した方法で納付してください。

- ア 介護保険負担割合証に記載されている負担割合が1割の利用者については、1回の利用につき、329円
- イ 介護保険負担割合証に記載されている負担割合が2割の利用者については、1回の利用につき、658円
- ウ 介護保険負担割合証に記載されている負担割合が3割の利用者については、1回の利用につき、987円

12 社会参加を促進するための加算

利用者が、サービス事業修了後に地域活動や社会活動へ参加できるよう、サービス提供事業所が定期的なフォローアップを実施した場合に加算を算定できます。

フォローアップは必ず利用者の居宅で行い、1カ月ごとに受託者へ請求してください。ただし、1カ月に請求可能な加算は1種類のみであり、重複しての加算請求はできません。

加算の種類、要件及び加算金額は以下のとおりです。

(1) 介護予防事業参加支援加算

要件：利用者がサービス事業修了後に、通所系サービスを利用しておらず、かつ地域のこけないからだ講座へ継続的に参加し、今後も継続して参加する意志があること。ただし、サービス事業利用前からこけないからだ講座に参加している場合は対象とならず、新規または再開した場合に限る。

加算金額：こけないからだ講座参加開始から1月目 2,000円
こけないからだ講座参加開始から2月目 3,000円

こけないからだ講座参加開始から3月目 6,000円

(2) 社会活動参加支援加算

要件：利用者がサービス事業修了後に、通所系サービスを利用しておらず、かつ週2回以上、目的をもちながら居住地の敷地外へ外出していること。ただし、サービス事業利用前から行っていた活動は対象とならず、新規又は再開した活動に限る。

加算金額：活動開始から1月目 1,000円

活動開始から2月目 2,000円

活動開始から3月目 3,000円

(3) 社会参加支援・生活機能モニタリング加算

要件：利用者がサービス事業修了後に、通所系サービスを利用しておらず、社会参加への利用実績はないが、サービス提供事業所が定期的にフォローし、社会参加への働きかけや、生活機能のモニタリングを実施していること。

加算金額：働きかけやモニタリング開始から1月目 500円

働きかけやモニタリング開始から2月目 500円

働きかけやモニタリング開始から3月目 500円

13 事業従事者の義務

- (1) 事業従事者は、定められた時間その職務に専念してください。
- (2) 利用者またはその家族の自宅へ訪問する場合は、身分を証明する書類を携行し、利用者またはその家族から求められた場合は、これを提示してください。

14 書類の整備及び保存年限

受託事業者は事業を遂行するにあたり、必要な書類を整備し、委託事業の終了後5年間は保存してください。

15 その他（留意点）

- (1) 事業は独立して実施するものとし、同一敷地、建物で実施されている他の事業と区別し、本事業、他の事業相互に支障のないようにしてください。
- (2) 天候不良、災害などが発生し事業が実施できない場合は、高齢介護課及び介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等へ速やかに連絡してください。
- (3) アセスメント結果等の個人情報に関する取扱いについて十分に配慮し、利用者への説明、同意を得てください。

- (4) 受託事業者の事情において委託期間内にやむを得ず事業の中止または契約の解除をする場合は、事業中止または契約解除1カ月前までに津山市へ連絡してください。また、利用者及び地域包括支援センターへ事情を説明し、利用者が事業を継続できないなどの不利益が生じないように、利用者及び介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等と協議し、当該利用者の事業継続に努めてください。
- (5) 事業内容に疑義が生じた場合は、その都度、津山市と協議してください。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については津山市と協議を行うものとします。